



江の川洪水情報 緊急配信メール配信開始

近年、記録的な豪雨により、全国的に大規模な水害や土砂災害が頻発しています。国土交通省では、市民の皆様の避難行動に役立てていただくため、江の川の水位が避難勧告の目安である「氾濫危険水位」に到達した場合や氾濫が発生した場合に、携帯電話やスマートフォンに洪水情報の緊急速報メールを配信します。

(平成29年5月運用開始)

河川名	水位観測所名	観測所の所在地	配信エリア
江の川	吉田	吉田町吉田	安芸高田市及び三次市の全域
	粟屋	三次市粟屋町	三次市の全域
	尾関山	三次市三次町	安芸高田市及び三次市の全域

緊急速報メールによる洪水情報の配信対象エリア

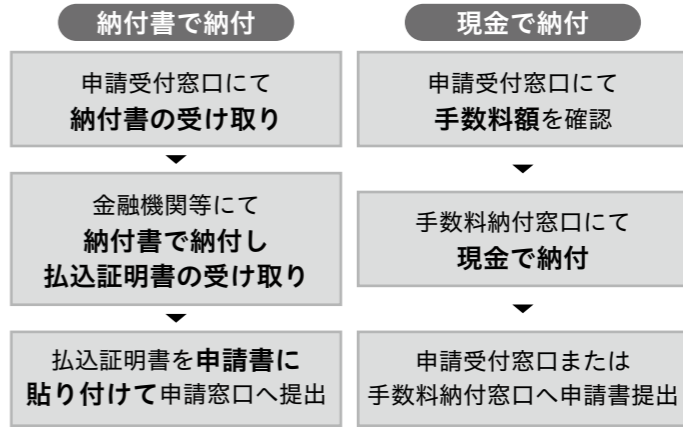
詳細は三次河川国道事務所のホームページをご覧ください。
http://www.cgrmlit.go.jp/miyoshi/disaster/index.html

index.html

広島県収入証紙の廃止に伴う 各種手数料納付方法の変更

広島県収入印紙の廃止により、各種手数料の納付方法は現金・納付書での納付となっております。

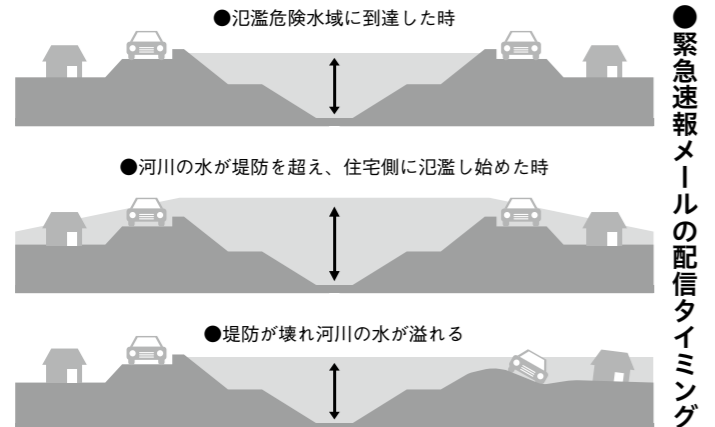
●手数料納付の流れ(例)



対象
自動車運転免許証更新・自動車保管場所証明・産廃収集運搬業許可・介護支援専門員関係・電気工事士免状・教職員免許法定講習・旅券(パスポート)・発給・漁船登録・飲食店営業許可・建設業許可・卒業証明書など

※緊急速報メールとは
緊急地震速報や特別警報、避難勧告等の情報を、該当のエリア(安芸高田市では安芸高田市全域)に存在する携帯電話やスマートフォンに一齐に配信する仕組みです。
※登録・申請不要

詳しくは
「江の川上流 緊急速報メール」で検索
江の川上流 緊急速報メール 検索



危機管理課
☎42-5625
☎42-4376

●未使用の収入証紙の買戻し手続き 期限

平成31年10月31日
必要書類
・広島県収入印紙買戻し請求書兼領収証書
・口座振替依頼書(郵送、もしくは合計額が1万円を超える場合)
※右記書類には認印が必要です。
※必要書類は窓口にて配布、もしくはホームページよりダウンロードしていただけます。また、送付させていただく事も可能ですので、お気軽にお問い合わせください。

●窓口請求
返金方法
・その場で現金返金
※買戻しを希望する証紙の合計金額が1万円以下の場合に限ります。(1万円を超える場合は口座振替になります)

●郵送請求
返金方法
・買戻しを希望する証紙の金額にかかわらず、口座振替により返金
●買戻し手続き窓口一覧
受付時間
8時30分～17時15分
休日/土・日・祝

●国民年金保険料は納付期限 までに納めましょう

●国民年金保険料
国民年金保険料の納付期限は、法令で「納付対象月の翌月末日」と定められています。保険料は納付期限までに納めてください。
※納付期限までに保険料を納めないと障害基礎年金や遺族基礎年金が受給できない場合がありますので、忘れずに納めてください。
平成29年4月分から平成30年3月分までの保険料は、月額16,490円です。保険料は、日本年金機構から送付される納付書により、金融機関・郵便局・コンビニで納めることができます。

また、クレジットカードによる納付やインターネット等を利用した納付、口座振替もあります。
なお、まとめて前払いすると、割引が適用されるのでおトクです。
※平成29年4月より、新たに現金・クレジットカード納付による2年前納が始まります。

これらの保険料に、少しだけ保険料を納めることによって、将来の年金額を多く受け取る制度があります。(付加保険料の納付)

買戻し受付窓口	受付方法	還付方法	所在地	電話番号
会計総務課	持参 または郵送	窓口還付 または口座振替	広島市中区基町 10-52 広島県庁本館 1F	☎082-513-2112
西部総務事務所	持参のみ	窓口還付のみ	広島市中区基町 10-52	☎082-513-5483
西部総務事務所・総務第二課	持参のみ	窓口還付のみ	廿日市市桜尾本町 11-1	☎0829-32-1141
西部総務事務所 呉支所	持参のみ	窓口還付のみ	呉市西中央 1-3-25	☎0823-22-5400
西部総務事務所 東広島市支所	持参のみ	窓口還付のみ	東広島市西条昭和町 13-10	☎082-422-6911
東部総務事務所	持参のみ	窓口還付のみ	福山市三吉町 1-1-1	☎084-921-1311
東部総務事務所・総務第二課	持参のみ	窓口還付のみ	尾道市古浜町 26-12	☎0848-25-2011
北部総務事務所	持参のみ	窓口還付のみ	三次市十日市東 4-6-1	☎0824-63-5181
北部総務事務所・総務第二課	持参のみ	窓口還付のみ	庄原市東本町 1-4-1	☎0824-72-2015

※各総務事務所での受付は、買戻しを希望する証紙の合計金額が1万円以下であって、窓口還付の場合に限ります。

広島県会計総務課出納管理グループ
☎082-513-2112

●保険料の未納が続くと

日本年金機構では、保険料を納付期限までに納めていただけない方に対して、電話、書面、面談により早期に納めていただくよう案内を行っています。

未納のまま放置されると、強制徴収の手続きによって督促を行い、指定された期限までに納付がない場合は、延滞金が課されるだけでなく、「納付義務のある方」の財産を差し押さえることがありますので、早めの納付をお願いします。

※「納付義務のある方」とは被保険者本人、連帯して納付する義務を負う配偶者及び世帯主になります。

●免除等の申請

保険料が納められていない状態で、万一、障害や死亡といった不慮の事態が発生すると、障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられなくなる場合があります。

所得が少ないなど、保険料の納付が困難な場合は、免除や猶予される制度がありますので、お近くの年金事務所または市役所本庁・支所に相談してください。

三次年金事務所
☎0824-62-13107